

【別紙1】復興増税の充当について

総務部財政課

【基本的な考え方】

- 増税の趣旨として、「平成二十三年度から平成二十七年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため」(東日本大震災からの復興に關し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律第一条抜粋)と定められていることから、平成28年度の增收分(見込額75,000千円)は、平成26年度に防災・減災を目的として実施した事業の財源として起こした市債の元利償還金に充当する。

平成28年度充当事業

(千円)

| 事項及び事業内容 | H28予算充当額 |
|---|----------|
| 市債元利償還金 平成26年度に全市的な防災力強化を目的として実施した、高機能消防指令センター整備事業、消防救急デジタル無線整備事業、共通波整備負担金事業、津波対策として実施した大船消防署改修工事、腰越出張所解体工事の財源として起こした市債(借入額1,224,400千円)の平成28年度元利償還金 120,876千円の一部に充当する。 | 75,000 |
| 合計 | 75,000 |